

令和2年（行ウ）5号 損害賠償等請求事件

原告 多田 雅史

被告 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

調査嘱託申立書

令和2年5月12日

名古屋地方裁判所民事第9部D2係 御中

原告 多田 雅史

頭書事件につき、訴訟の早い段階で迅速に争点整理を行うことを目的に、被告の処分（不作為）の理由を明らかにする資料（一件記録に含まれないような資料を含む）について、下記のとおり調査嘱託を申立てます。

記

1 証明すべき事実

別紙のとおり

2 嘱託先

別紙のとおり

3 調査対象者

別紙のとおり

4 調査事項

別紙のとおり

5 添付資料

被告証拠説明書（1）及び乙1号証（写）（**全面黒塗り**）

6 郵券（嘱託先）

予納郵券を充当

以上

(別紙1 登録分析機関)

1 証明すべき事実

被告が、「事故等事案」(医療法施行規則12条他)に該当する事例について、医療法に従い、登録分析機関へ適切に報告しているかについて

2 嘱託先

住所 〒101-0061
東京都千代田区神田三崎町1-4-17東洋ビル
名称 公益財団法人日本医療機能評価機構
担当 総務部
電話番号 03-5217-2320

3 調査対象者

被告
住所 〒564-8565 大阪府吹田市岸部新町6-1
名称 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

4 調査事項

- (1) 被告証拠の乙1号証が、「事故等事案」として、被告が登録分析機関(公益財団法人日本医療機能評価機構)へ報告した症例であるか否か
- (2) 医療事故情報等収集事業の開始時点から現在までの期間において、被告が「事故等事案」として登録分析機関(公益財団法人日本医療機能評価機構)へ報告した症例の年度別の全件数
- (3) 医療事故情報収集等事業は、①医療事故情報収集・分析・提供事業と②ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業の2つの事業があり、被告は任意参加の事業②にも参加しているため(甲16)、上記(2)項と同様、②事業の登録分析機関へ報告した症例の年度別の全件数
- (4) 上記(2)及び(3)項について、報告された全件数の報告内容

(別紙2 医療事故調査・支援センター)

1 証明すべき事実

被告が、「医療事故」(医療法6条の10他)に該当する事例について、医療法に従い、医療事故調査・支援センターへ適切に報告しているかについて

2 嘱託先

住所 〒105-6105
東京都港区浜松町2-4-1世界貿易センタービル5階
名称 一般社団法人日本医療安全調査機構
担当 事務局
電話番号 03-5401-3021

3 調査対象者

被告
住所 〒564-8565 大阪府吹田市岸部新町6-1
名称 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

4 調査事項

- (1) 医療事故調査制度の開始時点から現在までの期間において、被告が「医療事故」として医療事故調査・支援センター(一般社団法人日本医療安全調査機構)へ報告した症例の年度別の全件数
- (2) 上記(1)項について、報告された全件数の報告内容